

2006(平成18年)

12. 15

広報

はむら

どんど焼き



さくら祭り



夏まつり



市民体育祭



平成18年 羽村の一年

CONTENTS

■平成19年から 所得税・住民税が変わります	1
■はむらんは見た…！ ～もっと守って交通マナー～	3
■お知らせ	5
■平成18年～19年年末年始のお知らせ	15
■人事行政の運営などの状況を公表します	17
■健康ガイド	19
■団体のひろば	20

今年一年を振り返り、来年の抱負を考えてみてはいかがですか。

平成18年も終わりを迎えようとしています。市内ではこの一年間いろいろな行事が行われました。

来年もたくさんの行事で、市民の皆さんの笑顔に会えることを楽しみにしています。

② 定率減税が廃止されます

平成 11 年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が廃止されます（所得税は平成 19 年 1 月分から、住民税は平成 19 年 6 月分から）。

平成 18 年

所得税：平成 18 年 1 月分から
税額の 10% 相当額を減額（12.5 万円を限度）
住民税：平成 18 年 6 月分から
税額の 7.5% 相当額を減額（2 万円を限度）



平成 19 年以降

所得税：平成 19 年 1 月分から廃止
住民税：平成 19 年 6 月分から廃止

モデルケース 夫婦＋子ども 2 人・給与収入 700 万円（年額）



平成 18 年
住民税 196,000 円
・定率減税 △ 14,700 円
所得税 263,000 円
・定率減税 △ 26,300 円
合 計 418,000 円



平成 19 年
住民税 293,500 円
所得税 165,500 円
合 計 459,000 円

※子どものうち 1 人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成 19 年の税額は税源移譲（税率改正）後の税率で計算した税額です。

③ 住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

平成 17 年 1 月 1 日現在、65 歳以上の方（昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方は、平成 17 年度まで住民税が非課税でしたが、年齢にかかわらず公平に負担を分かち合うという観点から、平成 18 年度からこの措置が廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成 17 年度

合計所得金額
125 万円以下の方
非課税



課税

平成 18 年度以降

経過措置として
平成 18 年度 税額の 3 分の 2 を減額
平成 19 年度 税額の 3 分の 1 を減額
平成 20 年度以降 全額負担

※この経過措置は昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた方が対象になります。

モデルケース 70 歳独身・年金収入 200 万円（年額）

平成 17 年度

住民税 **非課税**
所得税 34,800 円
・定率減税 △ 6,960 円
合 計 27,840 円
(税額 27,800 円)



平成 18 年度

住民税 19,900 円
・定率減税 △ 1,500 円
・(住民税－定率減税) × $\frac{2}{3}$ △ 12,267 円
所得税 34,800 円
・定率減税 △ 3,480 円
合 計 37,453 円
(税額 37,400 円)



平成 19 年度

住民税 37,300 円
・住民税 × $\frac{1}{3}$ △ 12,434 円
所得税 17,400 円
合 計 42,266 円
(税額 42,200 円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入 200 万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は 125 万円以下のなので、経過措置が適用されます。

※平成 19 年の税額は税源移譲（税率改正）後の税率で計算した税額です。

※各モデルケースの住民税（年額）は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

問合せ 課税課市民税係

平成 19 年から 所得税・住民税が変わります

① 税源移譲により、平成 19 年から所得税と住民税の税率が変わります

「何が変わるの？」

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲^{ぜいげんいじょう}」です。税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。およそ 3 兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

「どう変わるの？」

税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。

所得税 平成 19 年 1 月分から適用 → 4 段階の税率を、**6 段階に細分化**
(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)

住民税 平成 19 年 6 月分から適用 → 3 段階の税率から、**一律 10% に**
(都道府県民税 4%・市町村民税 6%)

ほとんどの方は、1 月分から所得税が減り、そのぶん 6 月分から住民税が増えることになります。税源の移し替えなので、税源移譲による「所得税＋住民税」の負担は基本的に変わりません。しかし、実際の負担増減は、定率減税の廃止や老年者非課税措置の段階的廃止による影響を受けます。

モデルケース 税源移譲による負担変動（年額）

独身者の場合



給与収入	税源移譲前				税源移譲後				負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300 万円	124,000 円	64,500 円	188,500 円	→	62,000 円 (減)	126,500 円 (増)	188,500 円	=	0 円
500 万円	258,000 円	163,000 円	421,000 円		160,500 円 (減)	260,500 円 (増)	421,000 円		0 円
700 万円	474,000 円	307,000 円	781,000 円		376,500 円 (減)	404,500 円 (増)	781,000 円		0 円

夫婦＋子ども 2 人の場合



給与収入	税源移譲前				税源移譲後				負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300 万円	0 円	9,000 円	9,000 円	→	0 円 (－)	9,000 円 (－)	9,000 円	=	0 円
500 万円	119,000 円	76,000 円	195,000 円		59,500 円 (減)	135,500 円 (増)	195,000 円		0 円
700 万円	263,000 円	196,000 円	459,000 円		165,500 円 (減)	293,500 円 (増)	459,000 円		0 円

※夫婦＋子ども 2 人の場合、子どものうち 1 人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

ちょっとまって!!「違法駐車！」

道路で違法駐車をしている自動車を見かけるけど、絶対ダメ！

駐車している車両があるとほかの自動車などがとても通りづらいし、安全確認もしづらいんだ。

「ちょっとだけ…」という気持ちで止めている人がほとんどだと思うけれど、実はその迷惑な違法駐車が事故を引き起こす原因の一つになっていることを知っているかな？



違法駐車している自動車があると…

1、歩行者の発見が遅れる…

車のすぐ前や後ろは飛び出し事故が多いんだ。

2、進路の変更をさせられる…

渋滞の原因になるんだ。

3、夜間などに追突する…

駐車している自動車の存在がわからなくて、とても危険だよ。

4、緊急車両の邪魔をする…

救急車や消防車が通れない状態をつくってはダメ！

その一台で、事故や渋滞が起きてしまうかも知れない！
違法駐車は絶対しない！これ絶対！

ちょっとまって!!「飲酒運転」

「お酒を飲んだら車は乗らない」こんなに当たり前のことなのに、飲酒運転で事故を起こし、ほかの人を死亡させる事件が起きているのは、みんな知っているよね。

だれにもほかの人の命を奪う権利はないのに、一瞬で大切な尊い命がなくなってしまう。

もしも自分が、自分の家族が、友人が、恋人が被害にあったら…。その被害者や被害者の遺族の悲しみは計り知れないもの。

お酒を飲んだら車には乗らない。「自分に限っては事故を起こすはずない」という考えを持っているのは絶対ダメ！

特に年末年始は、忘年会や新年会などでお酒を飲む機会も多くなるはず。

飲んだら乗るな 乗るなら飲むな これ絶対！

ちょっとまって!!「右折するとき…」

交差点などを右折するときに、勢いよく曲がる車を見るけど、絶対ダメ！

十分に安全を確認したつもりでも、実は進行してくる車の後ろにバイクなどがいて、見えないことがあるんだ。

横断歩道に歩行者がいないことを確認したあとに、もう一度前方を確認しよう。そして、交差点では、スピードを出さずにすぐに停止できるようにゆっくり進もう。

交差点での事故は確認したつもりで起こる事故が多いんだ。だから何度も安全確認。これ絶対！



シリーズ「はむらんは見た…」では、自転車編・歩行者編・自動車編の3回お話ししてきたね。

交通ルールは守ることが当たり前。だけど守らない人がいるから交通事故が起きてしまうんだ。交通事故を起こさないためにも、巻き込まれないためにも日ごろから交通ルールを守ってね。交通事故を起こさないために必要なことは、何度も何度も安全の確認をすること。

はむらんはこれからも市内を循環し、みんなが交通ルールを守ってくれているか見ているからね。じゃあ、またね！



問合せ 市民生活安全課交通・安全係